回　答　書

件名：横浜市南区地域子育て支援拠点運営法人選定

	質　問	回　答
1	募集要項３ページ２－（３）-イ「実施施設」の中で、令和10年６月以降、一時預かりを行う想定との記述がありますが、実施に当たっての初期費用や年間の事業費、実施概要など、他区で実施している事例から例示できるものがありましたら教えてください。	事業費や実施概要等は、今後協議の上、決定します。なお、他区の事例は法人の内部情報に関わる事項のためお示しできません。
2	募集要項９ページ ３-（５）-イ「選定委員会」について、12月３日実施予定のプレゼンテーション、ヒアリングで法人側の参加人数、プレゼンテーションの形式について制限はありますか。 また、プレゼンテーションの持ち時間は何分間でしょうか。その際、パワーポイントの使用、そのパワーポイントをプリントしたものの配付は可能ですか。可能な場合、そのデータ及びプリントの提出期限と提出方法について教えてください。	参加人数は１法人３名までとさせていただきます。プレゼンテーションは、提案書に基づいて発表していただきます。 プレゼンテーションは20分、ヒアリングについては20分～30分程度を予定しています。 パワーポイントの使用及びプリントしたものの配付も可能ですが、提案書の内容を修正するような内容は採用できません。また、法人名の記載はしないでください。 パワーポイントを使用する場合、データを11月26日（木）までにメールで提出してください。配布用プリントは、当日12部ご用意ください。 なお、使用する機材（パソコン、プロジェクター、スクリーン）は、当課で準備いたします。
3	現在の職員配置について、職種別の常勤・非常勤の人数と、おおむねの勤務体制（1日あたりの配置人数など）をご教示ください。	現在の人員配置については、職種別の常勤・非常勤の人数や勤務体制を委託契約で定めているものではなく、現運営法人において業務内容を確実に遂行できるよう検討し、配置しているものです。そのため、お答えすることはできません。
4	運営法人が変更となる場合、現在の職員の継続雇用について、区として想定や要望はありますか。また、新法人が現職員に雇用の案内を行う機会を、区や現法人を通じて設けていただくことは可能でしょうか。	現在の職員の継続雇用や運営法人が現職員に雇用の案内を行う機会を設けることについて、想定しておりません。一方で、運営法人の変更に伴う職員の雇用に関する事項については、当事者間での調整による部分もあるため、具体的な対応については、選定結果等を踏まえながら、必要に応じて関係者間でご相談いただくことになるものと考えています。

5	仕様書（案）別紙 2 の「市が認めた専任職員向けの研修課程」とは、具体的にどの研修を指しますか。	「市が認めた専任職員向けの研修課程」については、現時点で具体的な研修を想定しているものではありません。記載している研修課程以外であっても、研修内容や目的等を踏まえ、市が専任職員として必要な知識・技能の習得に資すると認めた場合には、当該研修を対象とすることを想定しています。
6	契約開始時点で利用者支援専任職員が研修を修了していない場合（受講予定を含む）、配置を認めていただける経過措置はありますか。	利用者支援事業の継続性の観点から、契約開始時点で要件を充たした専任職員を配置していただく必要があります。そのため、研修を修了していない場合の経過措置はありません。
7	直近３年度の利用実績（延べ利用者数、実利用者数、新規登録者数、子どもの年齢別の内訳）と、横浜子育てサポートシステムの会員数・援助件数、利用者支援の相談件数をご教示ください。	令和５年度から令和７年度までの実績は別表のとおりです。 なお、ひろばの実利用者数及び新規登録者数は把握しておりせん。
8	「非常勤（コーディネーター）年額 4,913,760 円」は、非常勤 2 名分を計上した金額という理解でよろしいでしょうか。	設計書に関わる事項のため、回答できません。
9	令和 10 年 6 月以降の移転について、新施設の整備で運営法人が担う業務の範囲、移転に伴う休館の有無と期間、その間の委託料の扱いをご教示ください。	実施設計、整備工事、新規施設への移転に係る引越し、旧拠点の現状復旧については運営法人が契約主体となって区と協議しながら進めていただきます。 移転に伴い、区と協議の上必要最低限の期間で休館期間を設定することを想定していますが、その間の委託料については、今後決定します。
10	移転後に想定されている一時預かりについて、開始時期、定員・実施日数の想定、必要な人員（保育士等の資格要件）、委託料への反映方法をご教示ください。	移転後の一時預かり事業の概要や委託料は、今後協議の上、決定します。
11	選定後から３月末までの引継ぎについて、想定されている期間・回数・内容（現場での同行、利用者・会員情報の移管、関係機関への挨拶など）をご教示ください。	選定後、事業開始までに、現運営法人から必要な業務引継ぎを行っていただきます。具体的な日程・回数・内容等については、南区こども家庭支援課、現運営法人、新運営法人の３者で協議し決定します。
12	令和７年度（または直近年度）の委託料の決算額と、人件費・施設費・事業費の内訳をご教示いただけますか。	現運営法人の事業運営手法や法人の内部情報に関わる事項であるため、お答えすることはできません。
13	出張ひろばの実施場所は運営者が確保するとありますが、現在の実施場所を引き続き使えますか。会場費は委託料に含まれますか。	原則、現在実施している会場を引き継いでいただきます。実施場所は区と協議して決定しますが、会場使用の手続きは法人が行います。会場費は、事業費の委託料の範囲内で対応していただきます。

14	移転後の一時預かりの規模を検討するため、区内の一時預かり（保育所等の一時保育、乳幼児一時預かり事業）の利用状況や、予約が取りにくい地域などの状況をご教示いただけますか。	令和７年度南区内の一時預かり事業（保育所の一時保育、乳幼児一時預かり事業）の利用延べ人数は約5,000人でした。なお、これ以上お示しできる事項はありません。

（別表）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
ひろば事業				
	延べ利用者数（人）	21,143	21,806	20,699
	子どもの年齢別内訳			
	0歳児	30.7%	30.0%	33.8%
	1歳児	35.9%	34.2%	31.7%
	2歳児	18.7%	18.3%	16.1%
	3～5歳児等	14.8%	17.4%	18.5%
子育てサポートシステム				
	利用会員数（人）	500	532	531
	提供会員数（人）	87	79	82
	両方会員※数（人）	27	16	18
	援助件数（件）	1,268	1,304	1,261
利用者支援事業				
	相談件数（件）	474	501	514

※両方会員は、利用会員と提供会員の両方を兼ねる会員